

7 神医第1626号
令和7年11月18日

都市医師会担当理事 殿

神奈川県医師会
理事 藤倉 寿則

【重要】かかりつけ医機能報告制度について（第1報）

時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、令和7年度からスタートする「かかりつけ医機能報告制度」につきまして、報告の時期（令和8年1月～3月）が近付いてまいりました。本制度は、すべての医療機関（特定機能病院を除く）が報告を行う必要があります。

つきましては、以下の2点について、貴会会員へご周知いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

記

①研修の修了申請をする！

「かかりつけ医機能報告制度にかかる研修」の修了申請をしてください。

会員は、「日医生涯教育講座」の単位を活用して、この研修を修了することができます！下記のリンクから、日本医師会会員情報システム（MAMIS：マミス）に入り、申請作業を進めてください。作業手順は、別添の申請マニュアルを参照ください。

（※マニュアルは県医師会ホームページ（下記参照）にもファイル掲載しています）

<https://mamis.med.or.jp/login>



12月中旬までに手続きを
完了してください

②県知事へ報告する

報告は、G-MIS（医療機関等情報支援システム）上で入力して行います。報告時期は、1月～3月です。具体的な手順について、12月中旬までに第2報でお知らせいたします。まずは、G-MIS ログイン ID やパスワードの事前確認をいただくようお願いいたします。

※ユーザ名を忘れた場合は厚生労働省 G-MIS 事務局までお問合せください。

【お問合せ先】050-3355-8230（平日9時～17時）

県医師会ホームページに、かかりつけ医機能報告制度のページを作成しました。トップ画面のTOPICS「かかりつけ医機能報告制度について」からご確認ください。ホームページ URL <https://kanagawa-med.or.jp/>

問合せ先
地域医療課 岩田
横浜市中区富士見町3-1
TEL 045(241)7000 FAX 045(241)1464
E-mail g-iwata@kanagawa.med.or.jp